

東金市役所からのお知らせ

子育てスタート支援事業補助金

令和5年度より、お子様の誕生を祝い、健全な育成を支援するため、お子様を産み育てる世帯に対し「子育てスタート支援事業補助金」を支給しています。

支給の対象となる方（交付対象者）

1. 要件

- ① 支給の対象となるお子様の保護者（父母、後見人等）であり、お子様の誕生日において、引き続き1年以上東金市内に住所を有する方
※ お子様の誕生日において、お子様の保護者が東金市内に住所を有する期間が1年に満たない場合は、1年を経過する日に交付対象者となります。
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 暴力団員等の関係者ではない方

2. お子様の要件

- ① 令和5年4月1日以後に出生
- ② 出生した子どもの最初の住民登録（住所）が東金市であること

支給額

お子様1人あたり5万円

申請に必要なもの

- ・ 交付申請書兼請求書
- ・ 振込先がわかるもの
- ・ 印鑑

※ 必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

申請・お問合せ先

東金市役所 市民福祉部 子育て支援課 子育て給付係
☎ 0475-50-1202 平日 8:30-17:15

